

公安委員会	「警察法施行令の一部を	令和8年3月19日
説明資料No. 1	改正する政令案」等について	長官官房

1 警察法施行令の一部を改正する政令案

- (1) 定年引上げの影響を緩和して新規採用数を確保するため、地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例に関する規定の整備を行う。(附則第24項、第27項、第31項及び第33項関係)
- (2) 福島県警察の地方警察官の定員の基準の特例の改正を行う。(附則第26項関係)
- (3) サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化のため、13県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準につき、合計475人の増員を行う。(別表第2関係)

2 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- (1) 刑事局捜査支援連携対策官の設置 (第26条関係)
- (2) 刑事局組織犯罪対策部国際組織犯罪対策官の設置 (第33条関係)
- (3) 警備局公安課ローン・オフエンダー等対策室の設置 (第39条関係)
- (4) サイバー警察局サイバー企画課サイバー企画官の設置 (第47条関係)
- (5) その他所要の規定を整備する。

3 警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則案

令和8年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。

4 施行期日

公布の日

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ

預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を以下のとおり引き上げる。

- ・ 現 行：1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
(業として行う場合：3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金)
- ・ 改正後：3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
(業として行う場合：5年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金)

2 いわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設

通常の商取引等正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理する財産等に移転することを目的として、他人に対し、有償で、預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するように依頼する行為等に対する罰則を創設する(当該依頼を受けて当該移転をする行為等に対する罰則も創設)。法定刑については以下のとおり。

- ・ 2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
(業として行う場合：3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金)

3 「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設

- (1) 警察が金融機関等の協力を得て「架空名義口座」を開設。これを口座売買を勧誘する者に譲渡するなどした上で、入金された財産の送金防止措置等を講じ、預貯金口座等の犯罪利用防止を図ることとする。
- (2) 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかった財産は一定の手続を経て他の被害者の被害回復のための給付金の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で犯罪被害者等の支援施策に充てるよう努めることとする。

4 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、1及び2については、公布の日から起算して1月を経過した日

1 概要

マイナ免許証のみを有する者が、マイナポータルを利用して住所変更ワンストップサービス等を受けるための手続をする場合に、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書に加えて、新たにスマートフォンに搭載した署名用電子証明書を利用することが可能となったことに伴い、道路交通法施行規則の一部を改正するもの。

2 意見公募手続の実施結果

(1) 令和8年1月30日から同年2月28日までの間（30日間）、意見公募手続を実施した結果、13件の御意見が寄せられた。

今回の改正案について、

- 住所変更ワンストップサービスにおいて、スマートフォンに搭載した電子証明書の利用を認めることに賛成する
- スマホ用署名用電子証明書は、スマートフォンの紛失又は盗難時等に本人以外に利用される可能性があると思われることから、安全性を確保する施策を講じるべきである

といった御意見が寄せられた。

(2) なお、改正案に対する直接の御意見ではないが、

- 自転車の交通ルールに関する御意見
- 外国人の免許に係る運用に関する御意見

等が寄せられた。

3 今後の予定

公布及び施行：令和8年3月27日（金）

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、2万2,881件（前年比+3,314件）と高い水準で推移。
- ストーカー規制法に基づく警告は、1,577件（前年比+98件）。
禁止命令等は、3,037件（前年比+622件）と法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、1,546件（前年比+205件）、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、2,171件（前年比+428件）とそれぞれ法施行後最多。
- 加害者による行為のエスカレートを防止するため、ストーカー規制法等の適時的確な適用等を推進し、各種措置の実施件数が増加。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、9万8,289件（前年比+3,352件）と法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、88件（前年比+19件）。
配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、8,358件（前年比-63件）。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、2,514件（前年比+386件）と法施行後最多。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、65件（前年比+8件）。
私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、328件（前年比+53件）。

4 児童虐待事案への対応状況

- 通告児童数は、12万2,588人（前年比+210人）と高い水準で推移。
- 児童虐待事件の検挙件数は、2,592件（前年比-57件）と高い水準で推移。
- 児童相談所等との連携を推進し、児童相談所からの通報を端緒とする事件検挙数が、1,131件（前年比+84件）と過去最多。

5 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした組織的な対処の確実な実施。
- 改正ストーカー規制法等も適切に運用しつつ、関係機関等と協力連携し、重大事件への発展を未然に防止するための各種取組を更に充実。
- 児童の安全確保のため、児童相談所から提供を受けた情報の更なる有効活用を推進。

1 概要

- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成する交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱。
- 第1次計画を昭和46年度から昭和50年度までの5か年計画で策定。5年ごとに策定し、第12次計画は令和8年度から令和12年度まで。
- 内閣府においてパブリックコメント（令和7年10月31日から同年11月20日まで）等を経て最終案が取りまとめられたもの。

2 第12次交通安全基本計画（最終案）の概要（道路交通の安全についての対策）

【道路交通の安全についての目標】

- ① 令和12年までに24時間死者数(※)を1,900人（30日以内死者数2,300人）以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。

※「24時間死者数」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者をいう。

- ② 令和12年までに重傷者数を20,000人以下にする。

〈10の視点〉 ※下線部は第12次交通安全基本計画で新たに盛り込む施策

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑧ 先進技術の活用推進
- ⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進

〈8つの柱〉

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者等支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

3 今後の予定

本年3月末（日時未定）に開催される中央交通安全対策会議で決定。